

● 国の月次支援金と
鹿児島県事業継続月次支援金(A B)による
支援イメージ図

			B 酒類販売事業者 法人60万円・個人30万円/月
		B 酒類販売事業者 法人40万円・個人20万円/月	
	B 酒類販売事業者 法人20万円・個人10万円/月		
B 酒類販売事業者 法人10万円・個人5万円/月	国・月次支援金(全業種) 法人20万円・個人10万円/月		
A 全業種 法人10万円・個人5万円/月			
売上減少率 30%以上 50%未満	売上減少率 50%以上 70%未満	売上減少率 70%以上 90%未満	売上減少率 90%以上

※金額は支給上限額

● 国の月次支援金について

- 概要
 - ・ 給付額 中小法人等：上限20万円/月，個人事業者：上限10万円/月
 - ・ 主な要件
 - ①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
 - ②月間売上が2019年又は2020年の同月比で50%以上減少
 - ・ 申請期間 8月分，9月分：対象月の翌月から2か月間（4～7月分は申請受付終了）
※10月分においても国の月次支援金が継続される予定です。（10月20日時点では詳細未定）

申請方法や給付対象者など詳しくは月次支援金の公式ホームページを確認するか，月次支援金相談窓口へお問い合わせください。

- 月次支援金相談窓口 TEL：0120-211-240
※IP電話等からのお問い合わせ先（通話料がかかります）
03-6629-0479
(受付時間) 8:30～19:00 (土日・祝日含む全日)

月次支援金

検索

<公式ホームページ>

● 申請書類

「申請要領」を必ず確認して、申請書類をご準備ください。

- 申請書類送付状
- 鹿児島県事業継続月次支援金交付申請書兼請求書
- 誓約書

[主な必要書類]

- 確定申告書類の写し
- 対象月の売上台帳等の写し
- 本人確認書類（運転免許証の写し等）※個人事業者のみ
- 振込先口座の通帳の写し

【酒類販売事業者は以下の書類も必要です】

- 酒類の製造免許通知書又は酒類の販売業免許通知書の写し
- 酒類提供停止飲食店取引情報届出書
- 国の月次支援金の給付通知書の写し ※対象月と同月分

支援金交付申請書兼請求書、誓約書
及び申請要領は県ホームページから
ダウンロードすることができます。

鹿児島県事業継続月次支援金

検索

※県内各地域振興局・支庁（離島事務所含む）、各市役所、町村役場、各商工会議所、商工会、（公財）かごしま産業支援センターでも配布しています。

● 申請方法 簡易書留又はレターパックで郵送

注意！感染症予防の為、事務局での直接の受取は対応しておりません。

● 申請先住所 鹿児島県事業継続月次支援金事務局

〒892-0838 鹿児島市新屋敷町16番（公社ビル4F 428号）
TEL099-201-5598（9:00～17:00 土日祝除く）



鹿児島県事業継続月次支援金の
不正受給は犯罪です!
事業実態なし! 売上の偽装! 感染症無関係! その他虚偽の申請!
国の持続化給付金では懲役判決の事例もあります。

